

今、特に法司王舅・紫金大夫・使者・都通事等の官の毛国珍・王明佐を遣わし、表本を齎捧して官伴・水梢を率領し、海船一隻に坐駕して土産の金鶴形一對・糸線穿鉄甲一領、鍍金護手護廉各全・鉄盔一頂・金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・黒漆靶鞘鍍金銅結束腰刀二十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鎗一十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鞍刀一十把・黒漆洒金馬鞍一坐、轡頭蹠蹠前後牽軸各項目全・金彩画屏風二対・金面扇一百把・銀面扇二百把・水墨画扇二百把・土糸綿二百束・蕉布二百匹・紋蕉布一百匹・土苧布一百匹・胡椒五百斤・紅銅五百斤を装載し、京に赴き謝恩せしむ。

抛りて今差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第三十四号半印勘合執照を給して存留通事蔡応祥等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

法司王舅一員 毛国珍 人伴二十五名
紫金大夫一員 王明佐 人伴十七名

使者一員 昌威 人伴九名

都通事一員 曾益 人伴八名

在船使者二員 吳輝之 牛秉孝 人伴九名

存留通事一員 蔡応祥 人伴六名

王舅通事一員 李榮生 人伴四名

管船伏長・直庫二名 阮廷章 馬施顧

水梢共に五十二名

右の執照は存留通事蔡応祥等に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十二年（一六八三）十一月初二日給す

執照

1-35-04

国王尚貞の、冊封使の帰朝を護送するため都通事毛文善等を遣わす執照（二六八三、一一、二）

琉球国中山王尚（貞）、天使の回朝を護送する事の為にす。

今、特に都通事毛文善等を差わし、封王の宝船を駕使して福建地方に前往せしむ。文憑無くば官司の盤阻して便ならざるを恐れ、今、義字第三十五号半印勘合執照を給して都通事毛文善等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

今開す

護送の都通事一員 毛文善 人伴四名

直庫一名 小橋川

水梢共に十名

右の執照は都通事毛文善に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十二年（一六八三）十一月初二日給す

執照

1-35-05

国王尚貞の、進貢のため耳目官呉世俊等を遣わす執照

（一六八四、一一、二五）

琉球国中山王尚（貞）、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。査照するに、康熙二十三年（一六八四）は貢に当るの期なれば敢えて愆越せず。此の為に今、耳目官・正議大夫・都通事・使者等の官の呉世俊・鄭永安・鄭明良等を遣わし、表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均幫する上下の員役は共に二百人の數に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・海螺殼三千個・紅銅三千斤を載運す。二船に分装する方物は多寡均しからず。一船義字第三十七号は煎熟硫黄四千斤・海螺殼一千個・紅銅一千五百斤を装載し、一船義字第三十八号は煎熟硫黄八千六百斤・海螺殼二千個・紅銅一千五百斤を装載す。解運して福建等処承宣布政使司に前赴して投遞し、起送して京に赴く。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。理として合に給發して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第三十七号半印勘合執照を給して存留通事蔡炳等に付し、収執して前去せしむ。如し經過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

耳目官一員 吳世俊 人伴一十三名

正議大夫一員 鄭永安 人伴一十三名

都通事一員 鄭明良 人伴七名

在船使者二員 倪定基 武国柱 人伴八名

存留通事一員 蔡炳 人伴七名

管船火長・直庫二名 毛思恭 丙超才

水梢五十四名

右の執照は存留通事蔡炳等に付し、此れに准ぜしむ

康熙二十三年（一六八四）十一月二十五日給す

執照